

改訂版 ポーリングマシン運転者必携（特別教育用テキスト） No.120510
新旧対照表 改訂2版2刷（平成29年8月28日）

改訂2版（平成26年5月26日）			改訂2版2刷（平成29年8月28日）																																																												
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																										
59	下から 3行目	④ 高所作業の場合の足場には、高さ90cm以上の手摺（中さんをつける）を設け、足場の上に材料や工具等は置かないこと。また、手すりを取り外したらその都度直ちに復旧しておくこと。	59	下から 5行目	④ 高所作業の場合の足場には、高さ90cm以上 ※（安衛則では85cm以上）の手すり、墜落防止として高さ35cm～50cmの位置に中棧、物体の落下防止として高さ10cm以上の幅木を設け、足場の上に材料や工具等は置かないこと。また、手すりを取り外したらその都度直ちに復旧しておくこと。 ※高さ90cm以上は、建設業労働災害防止規程で定めている。以下同じ。																																																										
65	5行目	ポーリング作業は、地下を掘削するもの <u>ですから</u> 、地下の埋設物がある可能性があれば事前に調査し、～	65	5行目	ポーリング作業は、地下を掘削する <u>ため</u> 、地下の埋設物の有無を事前に調査し、～																																																										
72	8行目	～、必ず足場の組立て等作業主任者や作業指揮者を定めて、その者の直接の指揮のもとに作業を行わなければなりません。	72	8行目	～、必ず足場の組立て等作業主任者の選任及び作業主任者の選任要件以外では作業を指揮する者を定めて、その者の直接の指揮のもとに作業を行わなければなりません。																																																										
72	下から 1行目	～。また、脚部にはジャッキベース金具を用い根がらみを設けます。	72	下から 1行目	～。また、脚部にはジャッキベース金具を用い敷板と直角方向に建わくの脚柱に根がらみを設けます。																																																										
73	10行目	③ やぐら上等の作業床には高さ90cm以上の手摺（中さんをつける）を設けること。～	73	10行目	③ やぐら上等の作業床には高さ90cm以上の手すり、墜落防止として高さ35～50cmの位置に中棧、物体の落下防止として、高さ10cm以上の幅木を設けること。～																																																										
94	下から 4行目	～、荷を上げるには図4-1-14(b)のように滑車にかけたロープの一端Aを固定し、～	94	下から 4行目	～、荷を上げるには図4-1-16(b)のように滑車にかけたロープの一端Aを固定し、～																																																										
100	表4-3-2	表4-3-2 送・配電線からの離隔距離 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">電路</th> <th rowspan="2">送電電圧 (V)</th> <th colspan="2">最小離隔距離 (m)</th> </tr> <tr> <th>労働基準局長通達*</th> <th>電力会社の目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配電線</td> <td>100・200以下</td> <td>1.0以上</td> <td>2.0以上</td> </tr> <tr> <td>6,600 "</td> <td>1.2 "</td> <td>2.0 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">送電線</td> <td>22,000 "</td> <td>2.0 "</td> <td>3.0 "</td> </tr> <tr> <td>66,000 "</td> <td>2.2 "</td> <td>4.0 "</td> </tr> <tr> <td>154,000 "</td> <td>4.0 "</td> <td>5.0 "</td> </tr> <tr> <td>275,000 "</td> <td>6.4 "</td> <td>7.0 "</td> </tr> <tr> <td>500,000 "</td> <td>10.8 "</td> <td>11.0 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) *昭和50年12月17日基発第759号</p>	電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)		労働基準局長通達*	電力会社の目標値	配電線	100・200以下	1.0以上	2.0以上	6,600 "	1.2 "	2.0 "	送電線	22,000 "	2.0 "	3.0 "	66,000 "	2.2 "	4.0 "	154,000 "	4.0 "	5.0 "	275,000 "	6.4 "	7.0 "	500,000 "	10.8 "	11.0 "	100	表4-3-2	表4-3-2 送・配電線からの離隔距離 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">電路</th> <th rowspan="2">送電電圧 (V)</th> <th colspan="2">最小離隔距離 (m)</th> </tr> <tr> <th>労働基準局長通達*</th> <th>電力会社の目標値***</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配電線</td> <td>100・200以下</td> <td>1.0以上**</td> <td>2.0以上</td> </tr> <tr> <td>6,600 "</td> <td>1.2 " **</td> <td>2.0 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">送電線</td> <td>22,000 "</td> <td>2.0 "</td> <td>3.0 "</td> </tr> <tr> <td>66,000 "</td> <td>2.2 "</td> <td>4.0 "</td> </tr> <tr> <td>154,000 "</td> <td>4.0 "</td> <td>5.0 "</td> </tr> <tr> <td>275,000 "</td> <td>6.4 "</td> <td>7.0 "</td> </tr> <tr> <td>500,000 "</td> <td>10.8 "</td> <td>11.0 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) * 昭和50年12月17日基発第759号 ** 絶縁防護された場合にはこの限りではない。 *** 労働基準局長通達値に目測誤差及びクレーン操作特性を考慮した電力会社推奨の離隔距離</p>	電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)		労働基準局長通達*	電力会社の目標値***	配電線	100・200以下	1.0以上**	2.0以上	6,600 "	1.2 " **	2.0 "	送電線	22,000 "	2.0 "	3.0 "	66,000 "	2.2 "	4.0 "	154,000 "	4.0 "	5.0 "	275,000 "	6.4 "	7.0 "	500,000 "	10.8 "	11.0 "
電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)																																																													
		労働基準局長通達*	電力会社の目標値																																																												
配電線	100・200以下	1.0以上	2.0以上																																																												
	6,600 "	1.2 "	2.0 "																																																												
送電線	22,000 "	2.0 "	3.0 "																																																												
	66,000 "	2.2 "	4.0 "																																																												
	154,000 "	4.0 "	5.0 "																																																												
	275,000 "	6.4 "	7.0 "																																																												
	500,000 "	10.8 "	11.0 "																																																												
電路	送電電圧 (V)	最小離隔距離 (m)																																																													
		労働基準局長通達*	電力会社の目標値***																																																												
配電線	100・200以下	1.0以上**	2.0以上																																																												
	6,600 "	1.2 " **	2.0 "																																																												
送電線	22,000 "	2.0 "	3.0 "																																																												
	66,000 "	2.2 "	4.0 "																																																												
	154,000 "	4.0 "	5.0 "																																																												
	275,000 "	6.4 "	7.0 "																																																												
	500,000 "	10.8 "	11.0 "																																																												
124		※12行目の下段に右欄を追加	124	13行目	39 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床面上における補助作業の業務を除く。） 40 略																																																										

改訂2版（平成26年5月26日）			改訂2版2刷（平成29年8月28日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
124 135 137 138		※その他第39条を、第563条、第567条、第575条の8を改訂	124 135 138 140		<u>省略</u>
136		※最下段に、第564条、第565条、第566条を追加	137	下から 9行目	<u>第564条</u> 省略 <u>第565条</u> 省略 <u>第566条</u> 省略
137		※最下段に、第569条を追加	139	下から 11行目	<u>第569条</u> 省略